

令和4年度

一般会計
特別会計
水道事業会計
下水道事業会計

予算・予算説明書

武蔵野市

総目次

予 算

令和4年度武蔵野市一般会計予算	1
令和4年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算	7
令和4年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算	11
令和4年度武蔵野市介護保険事業会計予算	13
令和4年度武蔵野市水道事業会計予算	17
令和4年度武蔵野市下水道事業会計予算	21

予算説明書

一般会計

1 総括	27
2 歳入	31
3 歳出	83

特別会計

特別会計総括	389
国民健康保険事業会計	395
後期高齢者医療会計	427
介護保険事業会計	443

水道事業会計	471
--------	-----

下水道事業会計	513
---------	-----

予 算 説 明 書 目 次

一般会計

1 総 括

(歳 入)	28
(歳 出)	29

2 歳 入

(1) 市 税	32
(2) 地 方 譲 与 税	34
(3) 利 子 割 交 付 金	36
(4) 配 当 割 交 付 金	36
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36
(6) 法 人 事 業 税 交 付 金	36
(7) 地 方 消 費 税 交 付 金	38
(8) 環 境 性 能 割 交 付 金	38
(9) 地 方 特 例 交 付 金	38
(10) 地 方 交 付 税	38
(11) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40
(12) 分 担 金 及 び 負 担 金	40
(13) 使 用 料 及 び 手 数 料	42
(14) 国 庫 支 出 金	46
(15) 都 支 出 金	54
(16) 財 産 収 入	68
(17) 寄 附 金	70
(18) 繰 入 金	70
(19) 繰 越 金	72
(20) 諸 収 入	72
(21) 市 債	80

3 歳 出

(1) 議 会 費	84
(2) 総 務 費	86
(3) 民 生 費	164
(4) 衛 生 費	226
(5) 労 働 費	254
(6) 農 業 費	256
(7) 商 工 費	262
(8) 土 木 費	270
(9) 消 防 費	304

(10) 教 育 費	314
(11) 公 債 費	370
(12) 諸 支 出 金	370
(13) 予 備 費	370
給与費明細書	372
債務負担行為に関する調書	382
地方債に関する調書	386

特別会計

特別会計総括	389
国民健康保険事業会計	395
後期高齢者医療会計	427
介護保険事業会計	443

水道事業会計

予算実施計画	472
予算実施計画明細書	474
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	494
給与費明細書	495
予定貸借対照表（当年度分）	502
予定損益計算書（当年度分）	504
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	505
予定貸借対照表（前年度分）	506
予定損益計算書（前年度分）	508
注記	509

下水道事業会計

予算実施計画	514
予算実施計画明細書	518
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	536
給与費明細書	537
予定貸借対照表（当年度分）	544
予定損益計算書（当年度分）	546
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	547
予定貸借対照表（前年度分）	548
予定損益計算書（前年度分）	550
注記	551

令和4年度武蔵野市一般会計予算

令和4年度武蔵野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,586,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和4年2月21日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		41,753,767 千円
	1 市 民 税	20,502,367
	2 固 定 資 産 税	16,960,200
	3 軽 自 動 車 税	56,200
	4 市 た ば こ 税	787,000
	5 事 業 所 税	628,000
	6 都 市 計 画 税	2,820,000
2 地 方 譲 与 税		193,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	45,500
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	133,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	15,000
3 利 子 割 交 付 金		54,500
	1 利 子 割 交 付 金	54,500
4 配 当 割 交 付 金		260,000
	1 配 当 割 交 付 金	260,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		180,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	180,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		610,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	610,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,641,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,641,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		58,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	58,000
9 地 方 特 例 交 付 金		50,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	50,000
10 地 方 交 付 税		100
	1 地 方 交 付 税	100
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,500
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,500
12 分 担 金 及 び 負 担 金		327,230
	1 負 担 金	327,230

款	項	金額
13 使用料及び手数料		1,463,401 千円
	1 使用料	764,714
	2 手数料	698,687
14 国庫支出金		10,196,091
	1 国庫負担金	8,544,140
	2 国庫補助金	1,621,643
	3 委託金	30,308
15 都支出金		7,653,571
	1 都負担金	3,145,296
	2 都補助金	4,098,593
	3 委託金	409,682
16 財産収入		63,340
	1 財産運用収入	63,042
	2 財産売却収入	298
17 寄附金		43,100
	1 寄附金	43,100
18 繰入金		1,768,687
	1 特別会計繰入金	273,641
	2 基金繰入金	1,495,046
19 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
20 諸収入		925,213
	1 延滞金、加算金及び過料	21,701
	2 市預金利子	151
	3 貸付金元利収入	10,997
	4 受託事業収入	543,677
	5 収益事業収入	10,000
	6 雑収入	338,687
21 市債		632,000
	1 市債	632,000
歳入	合計	70,586,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		470,729 千円
	1 議 会 費	470,729
2 総 務 費		9,413,174
	1 総 務 管 理 費	6,217,416
	2 徴 税 費	711,637
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	632,909
	4 選 挙 費	121,077
	5 統 計 調 査 費	17,895
	6 市 民 活 動 費	1,637,479
	7 監 査 委 員 費	74,761
3 民 生 費		32,113,510
	1 社 会 福 祉 費	14,008,500
	2 児 童 福 祉 費	13,930,449
	3 生 活 保 護 費	4,174,561
4 衛 生 費		6,818,746
	1 保 健 衛 生 費	3,812,994
	2 清 掃 費	3,005,752
5 労 働 費		48,056
	1 労 働 諸 費	48,056
6 農 業 費		78,147
	1 農 業 費	78,147
7 商 工 費		606,316
	1 商 工 費	606,316
8 土 木 費		6,682,097
	1 土 木 管 理 費	1,325,554
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,602,237
	3 都 市 計 画 費	2,397,520
	4 住 宅 費	307,418
	5 緑 化 公 園 費	1,049,368
9 消 防 費		2,195,417
	1 消 防 費	2,195,417

款	項	金額
10 教 育 費		10,577,449 千円
	1 教 育 総 務 費	1,857,130
	2 小 学 校 費	1,587,264
	3 中 学 校 費	2,833,061
	4 特 別 支 援 教 育 費	220,655
	5 社 会 教 育 費	1,824,567
	6 保 健 体 育 費	1,113,953
	7 学 校 給 食 費	1,140,819
11 公 債 費		1,441,073
	1 公 債 費	1,441,073
12 諸 支 出 金		41,286
	1 土 地 開 発 公 社 費	41,286
13 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	70,586,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎空調設備改修工事	令和5年度から 令和7年度まで	989,204
保健センター増築及び複合施設整備基本設計等業務	令和5年度	32,867
(仮称)吉祥寺本町一丁目27番街区自転車駐車場建設事業	令和5年度	117,600
市営北町第二住宅排水管更新工事	令和5年度	82,564
関前南小学校増築工事	令和5年度	172,500
武蔵野市土地開発公社の公共用地先行取得事業	令和4年度から 令和13年度まで	武蔵野市土地開発公社が取得した用地等の買取りに要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自転車対策事業	千円 388,000	証書借入れ 又は証券発行	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。
公園建設事業	66,000			
小学校施設増築事業	70,000			
総合体育館改修事業	108,000			
合 計	632,000			

令和4年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算

令和4年度武蔵野市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,269,618千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和4年2月21日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		3,103,799 千円
	1 国民健康保険税	3,103,799
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 都支出金		8,224,744
	1 都補助金	8,224,744
4 繰入金		1,883,759
	1 一般会計繰入金	1,883,759
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		47,315
	1 延滞金、加算金及び過料	41,300
	2 市預金利子	1
	3 雑入	6,014
歳入合計		13,269,618

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		52,086 千円
	1 総 務 管 理 費	20,146
	2 徴 税 費	31,940
2 保 険 給 付 費		8,091,502
	1 療 養 諸 費	7,141,672
	2 高 額 療 養 費	873,160
	3 移 送 費	150
	4 出 産 育 児 諸 費	54,600
	5 葬 祭 諸 費	7,000
	6 結 核 精 神 医 療 給 付 金	12,920
	7 傷 病 手 当 金	2,000
3 国民健康保険事業費納付金		4,904,267
	1 医 療 給 付 費 分	3,352,441
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,065,431
	3 介 護 納 付 金 分	486,395
4 保 健 事 業 費		156,763
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	133,826
	2 保 健 事 業 費	22,937
5 諸 支 出 金		55,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	55,000
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	13,269,618

令和4年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算

令和4年度武蔵野市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,078,393千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月21日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,463,278 千円
	1 後期高齢者医療保険料	2,463,278
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,499,748
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,499,748
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		114,365
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 受託事業収入	98,464
	4 雑 入	13,300
歳 入	合 計	4,078,393

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		31,645 千円
	1 総 務 管 理 費	31,645
2 分担金及び負担金		3,857,962
	1 広域連合負担金	3,857,962
3 保 健 事 業 費		159,685
	1 保 健 事 業 費	114,485
	2 葬 祭 諸 費	45,200
4 諸 支 出 金		24,101
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 一 般 会 計 繰 出 金	19,000
5 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	4,078,393

令和4年度武蔵野市介護保険事業会計予算

令和4年度武蔵野市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,264,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月21日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,614,443 千円
	1 介 護 保 險 料	2,614,443
2 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 使 用 料	60
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		2,692,849
	1 国 庫 負 担 金	2,033,267
	2 国 庫 補 助 金	659,582
4 支 払 基 金 交 付 金		3,140,314
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,140,314
5 都 支 出 金		1,782,680
	1 都 負 担 金	1,725,546
	2 都 補 助 金	57,134
6 財 産 収 入		32
	1 財 産 運 用 収 入	32
7 繰 入 金		2,033,118
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,000,899
	2 基 金 繰 入 金	32,219
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 諸 収 入		200
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	160
	2 雑 入	40
歳 入	合 計	12,264,706

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		371,954 千円
	1 総 務 管 理 費	371,954
2 保 険 給 付 費		11,565,580
	1 保 険 給 付 費	11,565,580
3 地 域 支 援 事 業 費		308,194
	1 地 域 支 援 事 業 費	308,194
4 基 金 積 立 金		32
	1 基 金 積 立 金	32
5 諸 支 出 金		15,946
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,130
	2 一 般 会 計 繰 出 金	9,816
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	12,264,706

令和4年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数 | 91,705栓 |
| (2) 年間総給水量 | 16,371,000立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 44,852立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	3,745,081	千円
第1項	営業収益	3,661,404	千円
第2項	営業外収益	83,675	千円
第3項	特別利益	2	千円
		支	出
第1款	水道事業費	3,692,212	千円
第1項	営業費用	3,595,837	千円
第2項	営業外費用	95,373	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額629,946千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,334千円並びに減債積立金257,521千円並びに当年度分損益勘定留保資金325,091千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	278,286	千円
第1項	企業債	213,875	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円
第3項	負担金	64,410	千円

支 出

第 1 款	資本的支出	908,232千円
第 1 項	建設改良費	606,467千円
第 2 項	企業債償還金	300,765千円
第 3 項	予備費	1,000千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	213,875 千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和 4 年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 職員給与費 | 238,243千円 |
| (2) | 交際費 | 10千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産購入限度額は、54,799千円と定める。

令和4年2月21日提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子

令和4年度武蔵野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量 | 16,866,607立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量 | 46,210立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| ア ストックマネジメント推進事業(改築) | 271,754千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	3,019,212千円
第1項 営業収益	2,393,396千円
第2項 営業外収益	625,814千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 下水道事業費用	2,916,213千円
第1項 営業費用	2,720,778千円
第2項 営業外費用	193,434千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額410,818千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,557千円及び当年度分損益勘定留保資金357,261千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	700,163千円
第1項 企業債	363,000千円
第2項 出資金	23,766千円

第3項	補助金	83,475千円
第4項	負担金等	229,921千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,110,981千円
第1項	建設改良費	746,468千円
第2項	固定資産購入費	654千円
第3項	企業債償還金	342,859千円
第4項	基金積立金	20,000千円
第5項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	363,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和4年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(186,821千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和4年2月21日提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子